

指定給水装置工事事業者 申請手続きについて

1. 申請書類一式

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ② 欠格要件に該当しないことの誓約書（様式第2）
- ③-1 機械器具調書（別表）
- ③-2 機械器具の写真
- ④ 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
※定款は写しで可、登記事項証明書 3か月以内のもの。
※住民票は発行から3か月以内のもの（個人番号表示なし）を添付してください。
- ⑤ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
※給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
【添付資料】事務所・倉庫の位置図（住宅地図等で位置標示）
- ⑥ 小城市が交付した水道事業指定給水装置工事事業者証の原本又は写し（※更新時）
（原本を更新申請時に添付するか、新事業者証交付時に返却してください。）
- ⑦ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（別紙1）及び添付資料（※更新時）
（用紙は、A4サイズでの提出をお願いします。）
- ⑧ 返信用封筒・切手
納付書送付用封筒…長形3号封筒（A4用紙が三つ折りに入るサイズ）に84円切手を貼付
指定証送付用封筒…角形2号封筒（A4用紙が折らずに入るサイズ）に120円切手を貼付

2. 申請書の受付期間

【新規】 通年

月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分

【更新】 有効期間ごとに受付期間を設けます。

【令和5年度】 8月18日（金曜日）から9月14日（木曜日）まで

月曜日から金曜日（祝休日を除く）8時30分から17時15分まで

※更新手続きについては、郵送での提出をお願いします。

3. 事務手続き手数料

1件につき10,000円

※審査終了後、手数料の納入通知書兼領収書を郵送いたします。別途通知する期限までに小城市水道事業収納取扱の金融機関で納付してください。

納入確認のため、領収書を水道課 0952-73-5491 へFAX願います。

4. 指定証の交付

【新規】 水道課窓口で交付します

【更新】 手続き完了後、指定給水装置工事事業者証を郵送にて交付します。

※更新申請時に従前の指定証原本を添付されていなかった場合は返却してください。

5. その他

※事業所の名称や所在地、代表者及び役員の氏名などに変更がある場合は、変更の届出が必要となりますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

6. 提出先及び問い合わせ先

小城市水道課 工務係

（〒845-0001 小城市小城市町 253 番地 21 まちなか市民交流プラザ内）

TEL 0952 73 8804 FAX 0952 73 5491